

令和5年度 第39回 味覚の祭典「よいち大好きフェスティバル」 一般公募団体 出店要項

1. 出店資格

出店資格は、次の条件を全て満たす者とする。

- ① この要項及び実行委員会の指示に従うことを約束できること
- ② 余市町内で営業・活動をしているもの。
- ③ 過去に味覚の祭典実行委員会が実施するイベント等で、実行委員会の指示に従わなかった、または運営等に支障をきたす行為等がないこと
- ④ 申込者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと

2. 出店条件

出店するための条件は以下のとおりとする。これらに従わない場合、出店資格を停止し、準備期間中を含め、当日の営業中であっても直ちに撤去すること。また、このことで、出店者に損害が生じてても実行委員会では一切責任を負わないものとする。

- ・ 出店時間および、搬入、搬出の日時は厳守すること。
- ・ 出店場所の交換、切り売り等、申込者以外の者が出店しないこと。
- ・ 出店料は、実行委員会が指定する期日までに確実に納入すること。
- ・ 出店に必要な資材は各自で用意すること。

※希望により実行委員会より、1テント（2間×3間）、販売台2台・脚4個、テーブル1台の貸出をするが、数に限りがあり。なお、テント等貸与物は実行委員会の指示に従い、設置及び後片付けを行うこと。

- ・ 発電機を使用する店舗は、各自において必要とする接続機器等を調達し設置すること。ただし、発火性の高い燃料（ガソリン）を使用する機器は認めないものとする。
- ・ 加熱器を使う店舗は必ず店舗内に消火器（未使用かつ使用期限内のもの）を配置すること。
- ・ 酒類の販売については確認を行い、運転手及び未成年には絶対に販売しないこと。
- ・ 自店及び店周りの清掃はもちろん、残り物の処理は確実に行うこと。
- ・ 各店舗における盗難、破損、及び悪天候等による出店の中止等による損害賠償等について、実行委員会は一切の責任を負わない。また、来店者への事故等に対応する損害賠償保険に加入すること。
- ・ 車輛の通行や駐車については実行委員会の指示に従うこと。
- ・ 実行委員会からの貸与物及び会場設備を毀損または汚損等した場合は、補修費用等を負担していただく場合がある。
- ・ 余市町の特産品を使用した品目（料理）を、1品以上提供すること。
- ・ 前項の品目を販売窓口で来客者がわかるようPRをすること。PR方法は、他の品目と差別化し、ポスター等の掲示物や品目ガイド、メニュー表等による。

3. 出店申込み方法

1) 出店申込書を味覚の祭典実行委員会事務局まで、持参・郵送いずれの方法で提出すること（出店申込書は以下に設置）。

- ① 余市町ホームページ（観光・イベント情報）からダウンロード
- ② 余市町総合政策部商工観光課・余市商工会議所・余市観光協会の各窓口

2) 申込期限 令和5年9月4日（月）必着

※出店申込みが募集する団体等の数を上回った場合は、抽選により決定する。

3) 出店者説明会（9月7日（木）予定）に代表者又は代理人等、1名以上必ず出席すること。

※出店配置の抽選を行います。

4. 出店参加負担金

出店許可を受けた者は、以下のとおり参加負担金を納入すること。

- 1) 出店参加負担金 10,000円（ゴミ処理料、水道使用料、電気使用料を含む。）
- 2) 冷蔵オープンショーケース等を使用する場合は、5,000円を加算。
- 3) 出店者は9月12日（火）までに必ず以下まで振込みをすること。

【振込先:北海道信用金庫 余市支店 普通預金 0711810 味覚の祭典実行委員会】

令和5年度 第39回 味覚の祭典「よいち大好きフェスティバル」 一般公募団体 出店注意事項

1. 出店許可について

- 1) 出店参加申込書を提出いただき、参加負担金をお納めいただいた出店者の方に、許可書を交付いたします。
- 2) 出店者は各自で保健所に営業許可申請をしてください。なお、許可を受けましたら、許可証の写しを実行委員会事務局に、9月19日（火）までに提出してください。

2. 設置について

- 1) 出店者は、必要な資材及び電源の手配、消火器は各自でご用意ください。
- 2) 設営は実行委員会が指示する時間までにテント及びテーブル、販売台等の設置は出店者で行ってください。

① 設営日 令和5年9月24日（日）

搬入可能時間	イベント開催時間	搬出可能時間
7:30～8:30	10:00～16:00	搬出開始放送後～17:00

- ② イベント終了までは閉店しないでください。搬出開始時間は放送で周知を行います。
- ③ イベント終了後は、直ちに来客者には退店してもらい、撤収作業に入ってください。
- ④ 実行委員会からテント等の貸与を受けた者は、貸与品を実行委員会の指示に従い後片付けをしてください。（テント骨組みの整理、販売台及びテーブルの整理）

3. 車輛の通行

- 1) 実行委員会から通行証を発行します。警備員が来客と間違い混乱が起きないように、必ずダッシュボード上や見やすいところに掲示してください。また、会場及び出入り口は警備員の指示に従ってください。
- 2) 出店時間中は、来客も入場しているため、必ず搬入搬出のための車輛侵入は決められた時間内にしてください。

4. 清掃及びゴミの処理について

- 1) 自店内や店の周りの清掃はもちろん、残り物（廃油等）の処理は確実に行ってください。
- 2) ゴミは分別して、ゴミステーションまで出してください。
※分別については、16時15分までに必ずゴミステーションに出してください。出店時間中は、随時ゴミの排出は可能です。
- 3) 使用する容器については原則、紙類を使用すること。

5. その他

- 1) 飲酒運転による事故防止のため、車の運転手には酒類を飲ませないこと。
- 2) 他市町村の特産品の宣伝は行わないこと。
- 3) 出店者の特産品品目を調整する場合があること（重複メニュー等）。